

雲仙市広報紙広告掲載取扱要領

平成24年11月19日

告示第104号

雲仙市広報紙広告掲載取扱要領（平成20年雲仙市告示第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、雲仙市広告事業実施要綱（平成20年雲仙市告示第12号。以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、市広報紙「広報うんぜん」への有料広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告物の掲載位置等）

第2条 広告物の掲載位置は、紙面の配置などを勘案した上で、市が指定する。

（広告物の規格、掲載料等）

第3条 広告物の1枠当たりの規格及び掲載料の月額、別表第1のとおりとする。ただし、1箇月の広告掲載スペースは、A4判4ページを超えない範囲とする。

2 要綱第8条第3項に規定する追加枠の広告掲載料は、前項に定める額の半額とする。ただし、規格が異なる場合は、規格が小さい広告を追加枠とする。

（広告掲載料の減額）

第4条 市長は、広告主又は広告内容が別表第2に定める減額条件を満たす場合は、同表に定める減額率により掲載料を減額することができる。ただし、複数の減額条件を満たす場合は、それぞれの減額率のうち最も大きいものを適用するものとする。

（広告掲載の期間）

第5条 広告掲載の期間は、毎月発行する広報紙の1号当たりを1箇月とし、広告主が希望する月数とする。ただし、1回の申込みで連続して掲載する期間は12箇月を限度とする。

（広告物の提出）

第6条 提出する広告物は、電磁的記録及びそれを印刷したものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、施行の日以後に申込みのあった広告について適用する。

別表第1（第3条関係）

規格（縦×横）	掲載料の月額（円）
50ミリメートル×88ミリメートル（A4判の約10分の1）	10,000
50ミリメートル×178ミリメートル（A4判の約5分の1）	20,000
130ミリメートル×178ミリメートル（A4判の約2分の1）	45,000
297ミリメートル×195ミリメートル（A4判）	100,000

別表第2（第4条関係）

減額条件	減額率（％）
広告主が市内に主たる事業所等を有する場合	20